

# 軽自動車税（市町村税）

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人にかかります。

## ◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車などの所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が軽自動車などの所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

## ◆納める額

軽自動車などの種類、排気量などによって定められています。主なものは次のページ参照。

## ◆身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車などについては、申請により税が減免される場合があります。詳しくは、市町村税務担当課（62ページ）にお問い合わせください。

※減免を受けることができるのは、自動車税及び軽自動車税を通じて一台です。したがって、自動車税で減免を受けた方は軽自動車税では減免を受けることはできません。

## ◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、一般的には4月に市町村から送付される納税通知書により4月末日までに納めます。

## ◆軽自動車などの登録手続き

軽自動車などの所有権の移転などがあったときには、それぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を売ったり、買ったりしたとき —— 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき —— 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき ——— 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

	車 種	登 録 先	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
軽自動車税	軽自動車	徳島県 軽自動車協会	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	小型二輪車 250cc超の オートバイ	徳島運輸支局	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-1	050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)
	軽二輪車 125cc超250cc 以下のオートバイ	徳島県 軽自動車協会	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	原動機付自転車 125cc以下の オートバイ	各 市 町 村	「市町村税についてのお問い合わせ先」62ページ参照		

◆軽自動車税年税額一覧表（主なもの）

車 種 区 分			標 準 税 率		
			現 行	平成28年度 分以後	
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kw以下のもの		1,000円	2,000円	
	50cc又は0.6kwを超え90cc又は0.8kw以下のもの		1,200円	2,000円	
	90cc又は0.8kwを超え125cc又は1.0kw以下のもの		1,600円	2,400円	
	三輪以上のもの（一定の構造のものを除く）で、 総排気量が0.02ℓを超えるもの又は定格出力が 0.25kwを超えるもの		2,500円	3,700円	
軽自動車	軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円	
	三輪（660cc以下のもの）		3,100円	3,900円※	
軽自動車	四輪 (660cc以下 のもの)	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円※
			自 家 用	7,200円	10,800円※
		貨 物	営 業 用	3,000円	3,800円※
			自 家 用	4,000円	5,000円※
小型特殊自動車			市町村が条例 で定める額	市町村が条例 で定める額	
二輪の小型自動車（250cc超）			4,000円	6,000円	

（注）市町村によっては、異なる税率を定めている場合があります。

※平成27年4月1日新規取得されたものに限り、平成27年度分の軽自動車税から適用されます。

